

総合化事業計画の認定の更新の御案内

総合化事業計画の認定については第1回目の平成23年5月以降、約4年が経過しました。こうした中、最長5年とされている総合化事業計画の実施期間の終了を迎える方々がいらっしゃいます。

しかし、実施期間が終了しても、6次産業化の取組自体が終了するわけではなく、むしろ、これまでの総合化事業の取組から得た経験や人脈、ノウハウ、内部留保を生かし、引き続き取組を発展させたいという方々が多くいらっしゃると思います。

そのような方々には、改めて総合化事業計画を作成し、国の認定を受けていただくことをお勧めしております。引き続き認定を受けていただくことで、事業の拡大に向けて、国の支援策を活用することができます。

詳しくは、お近くの地方農政局・支局にお問い合わせください。

<認定の更新とは>

これまでの総合化事業計画を終えて新たな総合化事業に着手し、又はこれまでの総合化事業を発展させるため、新たな総合化事業計画を作成し、改めて認定を受けることです。

<例>

新たな市場を見据え、次の新商品を開発・販売したい！



認定を受けて開発した商品の売れ行きが好調！
さらなる需要開拓・増産を行い、事業を拡大したい！

新たな総合化事業計画を作成

認 定

<認定を更新するメリット>

○ 6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）※1や農林漁業成長産業化ファンド※2の活用が可能となります。

※1 6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）については、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象となります。また、総合化事業計画の認定のための審査とは別に、交付金の交付を受けるための審査が必要となります。

※2 農林漁業成長化ファンド活用については、総合化事業計画の認定のための審査とは別に、出資者による事業計画、資金計画等の審査が必要です。